平成２１年（フ）第９１号
佐賀県唐津市浜玉町横田下874番地１　ミストラルⅡ103号、前住所佐賀県唐津市久里323番地33
破産者　脇山　正巳
1　決定年月日　平成23年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第２２７号
北海道帯広市白樺16条西２丁目１番地　老人保健施設ケアセンター白樺、破産手続開始時の住所北海道帯広市西13条南16丁目４番地２
破産者　松井　道治
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１６０号
北海道帯広市西16条南６丁目３番15号　ふじ166Ａ号
破産者　鈴木めぐみ
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１７１号
北海道帯広市大通南21丁目５番地
破産者　川村　郁子
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第２０８号
北海道帯広市西３条南16丁目17番地１　パリオ⑦12号室
破産者　花田田鶴子
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第３５９号
青森市千刈１丁目２番５号
破産者　岩谷　昌子
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３４０号
秋田市保戸野すわ町７番17号
破産者　加藤　義雄
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１３０号
神奈川県藤沢市善行６丁目５番２号　サンシティーハイム101
破産者　岡坂　房子（旧姓谷田部）
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６４号
富山県氷見市藪田370番地
破産者　西田　邦彦
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第４３号
富山県射水市庄川本町３番20号、開始決定時の住所富山県射水市七美中野１番地26
破産者　綿谷　幸子
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第１９８号
石川県白山市深瀬新町38番地
破産者　岡田　茂人
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３４２号
岡山県総社市宍粟130番地１
破産者　菱川　和明
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成１８年（フ）第４９８号
愛媛県松山市愛光町１番10号
破産者　重松健次郎
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５１号
愛媛県伊予郡砥部町原町588番地
破産者　大平　園生
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第２８０４号
大阪市中央区安土町１丁目７番13号
破産者　高山物産株式会社
1　破産債権の届出期間　平成23年４月15日まで
2　一般調査期日　平成23年５月19日午後３時30分
平成23年３月16日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２２４号
大阪市住吉区墨江３丁目17番７号
破産者　山本　高幸
1　破産債権の届出期間　平成23年４月15日まで
2　一般調査期日　平成23年５月19日午後３時30分
平成23年３月16日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５８２号
広島市安佐南区沼田町大字伴9022番地
破産者　的場　　満
1　破産債権の届出期間　平成23年４月15日まで
2　一般調査期日　平成23年６月29日午後２時
平成23年３月16日
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５８号
埼玉県大里郡寄居町大字鉢形804番地
破産者　保泉　康人
1　破産債権の届出期間　平成23年４月16日まで
2　一般調査期日　平成23年６月24日午前11時
平成23年３月16日
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第８８０２号
大阪市住吉区長居東３丁目４番21―409号、前住所大阪市東住吉区鷹合３丁目17番４号
破産者　西水　将大
1　破産債権の届出期間　平成23年４月18日まで
2　一般調査期日　平成23年５月23日午後３時30分
平成23年３月17日
大阪地方裁判所第６民事部